

足利事件を契機として、改めて「取調べの可視化」を強く希求する会長声明

1990年（平成2年）5月に、栃木県足利市内で発生した幼女誘拐・殺人・死体遺棄事件（いわゆる足利事件）の犯人とされ、無期懲役刑の有罪判決が確定し、千葉刑務所において服役していた菅家利和さんが、本年6月4日、その刑の執行を停止され釈放された。再審請求事件を審理していた東京高等裁判所において実施されたDNA再鑑定の結果、犯人のものと思われる体液のDNAの型と、菅家さんのDNAの型が一致しないことが明らかとなったためである。そして、東京高等裁判所は、同月23日、同事件の再審開始を決定した。

菅家さんが釈放後、報道機関に語ったところによれば、警察官の違法・不当な密室での取調べによって、自分が関与してもいない事件を「自白」するに至ったとのことである。

なぜ、このような虚偽の自白を防止できなかったのか、問題は明らかである。志布志事件、氷見事件、そして、再審決定が高裁で維持されている布川事件、さらに今回の足利事件、いずれのえん罪被害者も、捜査段階の取調べにおいて「虚偽自白」している。無実の人が、なぜ「虚偽自白」に至るのか。その答えは、取調室という「密室」の暗闇の中にある。その暗闇に光を照らし、すべてを白日の下に晒さなければ、足利事件のようなえん罪事件はなくなる。取調べ全過程の録画＝取調べの可視化を、今こそ実現しなければならない。

現在捜査機関は、取調べの一部を録画し、その録画記録媒体により、調書がどのように作成されたかの立証を行うとし、これを「有用」などと評価している。また、一部録画で調書の任意性・信用性の立証がなされた旨を肯定する裁判例も存在している。しかし、一部録画された取調べにおいて、被疑者・被告人が素直に自白をしている様子が映っていたとしても、その自白が真実であるとの立証にはならないし、録画されている場面以外の取調べで作成された調書の任意性・信用性が肯定されるわけではなく、その取調べにおいて、違法・不当な取調べがなされた可能性は否定できない。一部録画では、密室で行われている取調べの真実の姿は、何ら明らかとはならないのである。

当会は、これまで求めてきた取調べの可視化が直ちに実現されるべきであることを改めて強く希求するものである。

加えて、菅家さんに対し無罪判決が言い渡されることはもちろんのこと、再審の過程で、誤判の所以が、その根本から明確にされることを強く求める。

2009年（平成21年）年7月3日

大阪弁護士会

会 長 畑 守 人